

5・18の真実を知らせた慶北大生の“寂しい死”



光州以外でも光州による死は多かった。大邱で5・18の真実を知らせたために連行されたクォン・スンヒョン氏は、拷問の後遺症で生涯精神疾患を病み、今年3月一人さびしく亡くなった。写真は光州のある5・18犠牲者の墓地＝資料写真

5・18 有功者クォン・スンヒョン氏のつらい人生 80年の真相知らせ、拷問に苦しみ 精神疾患で結婚も職場も閉ざされ 兄「数十年、大邱でひっそりと生きた」

1980年5・18光州(クァンジュ)民主化運動が起きた時、クォン・スンヒョン氏は慶北大歴史教育科の80年度新入生だった。彼は大邱(テグ)で先輩たちと共に5・18の真実を知らせる印刷物を作り配布した。その過程で警察の対共分室に連行され拷問にあい、その後遺症で精神疾患を起こした。彼は今年3月、月額10万ウォン(約1万円)の借家で一人亡くなっているのを発見された。

3月17日、亡くなったクォン氏を発見した人は家主だった。葬儀はひっそりと行われた。クォン氏の兄(61)が弟の死を国家報勲処に知らせた。2002年5・18有功者(精神遅滞2級負傷者)と認められたクォン氏の寂しい死はそんなふう

に知らされた。クォン氏は、1980年7月には全斗煥(チョン・ドゥファン)政権退陣などを要求してデモをして、大学から無期停学処分を受けた。その年の11月には対共分室に連行され、1981年4月には軍に強制徴集された。軍でも保安隊に引っ張り回され常習暴行にあった。相次ぐ拷問と暴行のために精神異常症状が悪化すると、1983年6月結局病気のために除隊した。母親はクォン氏を病院に連れていき、巫女を呼んで祈祷もしたが、病状は良くならなかった。息子の回復を望んだ母親は、2014年7月に亡くなった。クォン氏は1984年3月、大学に復学したが精神異常症状で休学と復学を繰り返し、1992年3月に除籍された。

クォン氏は、大邱東区の古い住宅を借りて一人で暮らした。結婚と職場生活

の機会は閉ざされていた。お金が必要になると、時々職業斡旋所に出かけて行って金を稼いだ。隣人たちはクオン氏を「話すこともなく、夏でもドアを閉ざして閉じこもっていたが、優しそうに見えた」と記憶した。クオン氏は、隣人と交流しなかった。クオン氏の兄が時々訪ねてきたが「会いたくない」と言ってドアを開けない時もあった。クオン氏は一人で部屋に閉じこもり詩を書いていたという。光州による傷を抱いて、大邱で暮らす人生は孤独だった。

「弟が拷問にあつて解放された以後、私服警察官が私たち家族を監視していた。数十年を大邱でひっそりと生きた。その間、家族がとても苦労しながら暮らした。5・18のことも言いたくない」。クオン氏の兄は17日、ハンギョレとの電話通話でこう話した。

「(大邱)市内一円に光州虐殺関連印刷物散布。イ・ユンギ、イ・サンスル、クオン・スンヒョンたちが拷問捜査を受ける」。彼の熱かったが苦痛だった人生は、2006年慶北大人文学研究所が出した『大邱地域学生運動の発生と展開』という本の中の一行に記録された。

キム・イルウ記者（お問い合わせ japan@hani.co.kr）

18.5.18

5・18の魂のための課題...

「性暴力・発砲の責任者究明」を加速化

チェ・ギョンファン議員らによる特別法改正案

真相究明の範囲に性暴力を含む

9月に真相究明委員会活動を開始

終わっていない真実探し本格化

全斗煥など追加起訴する可能性も

国家トラウマセンターは遅々として進まず



5・18 民主化運動第 38 周年記念式を翌日に控えた 17 日午後、光州東区錦南路で前夜祭が行われている＝光州/
共同取材写真//ハンギョレ新聞社

1980 年 5 月 19 日、当時女子高生だった A さんは、光州(クァンジュ)のある学校から家に帰る途中、他の女性 2～3 人と共に軍人らに集団的暴行を受けたと証言した。また、同年 9 月 4 日、5・18 関連者と捜査を受けていたキム・ソンオクさんは戒厳軍合同捜査本部の捜査官に性的暴行を受けた。この他に、光州民主化運動当時、戒厳軍や捜査官に性的暴行やセクハラを受けた事例はいくつか報告されている。しかし、光州抗争当時の女性に対する性暴力や拷問などの全体の被害状況は、まだ把握されていない。

最近、ハンギョレの連続報道を通じて、当時光州で戒厳軍と捜査官たちから性的暴行やセクハラを受けたという証言が相次いで出たことを受け、国会には真相究明の範囲に「性暴力」を含む「5・18 民主化運動の真相究明のための特別法」改正案が提出された。現行法では真相究明の範囲を「死亡・傷害・行方不明・密葬」と定めているが、ここに「性暴力」(チェ・ギョンファン民主平和党議員が代表発議)を加えるか、「性暴力犯罪の処罰などに関する特例法」の規定する「性暴力犯罪」(ソン・クムジュ無所属議員が代表発議)を追加したのだ。

集団発砲の真相究明と処罰も重要な問題だ。1980 年 5 月 20 日夜 10 時 30 分、光州駅での戒厳軍による最初の発砲と、21 日昼 1 時に行われた道庁前での初の集団発砲は、光州事件の責任の所在を決める重要な事件だ。しかし、1995～1997 年の検察の捜査では、当時の発砲命令者を起訴せず、裁判所も誰にも責任を問わなかった。全斗煥(チョン・ドウファン)など 5 人は 5 月 27 日、都庁掃討作戦(尚武忠正作戦)に対してのみ、内乱目的殺人罪で有罪判決を言い渡されただけだ。



5.18 民主有功者遺族会が 17 日午前、光州北区雲亭洞の国立 5.18 民主墓地で開かれた第 38 周年 5.18 民衆抗争追悼祭で追悼詩が朗唱されている間、遺族たちが涙を拭いている＝光州/キム・ジョンヒョ記者//ハンギョレ新聞社

今年 9 月、「5・18 真相究明特別法」によって真相究明委員会が活動を始めれば、約 20 年前の捜査と裁判当時には対象にならなかった性的暴行の加害者や集

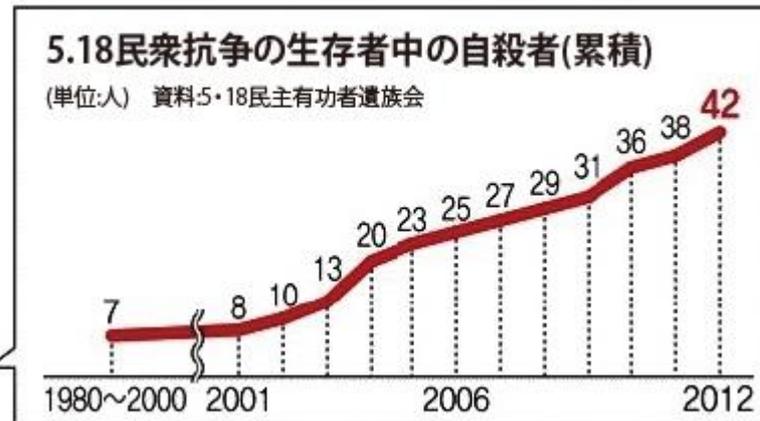
団発砲の命令者、ヘリコプター射撃の責任者などを調査することになる。新たな証拠が明らかになれば、全斗煥などの加害者を追加起訴したり、反人道的犯罪で処罰できるという意見も活発に提起されている。過去の軍保安司令部と国防部などが構成した「5.11 研究委員会」が光州抗争を歪曲・捏造したことに対する真実究明も、調査範囲に含まれている。一部で提起してきた北朝鮮軍介入と北朝鮮軍侵入の捏造についても、真偽を検証する。

5・18の被害者たちのための法と制度の整備も進められている。今月16日、ノ・ウンレ共に民主党議員は5・18民主化運動関連特別再審請求の対象を拡大する内容の「5・18民主化運動などに関する特別法」改正案を代表発議した。現行法は、5・18民主化運動と関連した行為や1979年12・12軍事反乱と1980年5月18日を前後にして発生した「憲政秩序破壊犯罪行為」を阻止したり反対した行為で有罪確定判決を言い渡された場合にのみ、特別再審議を申請できる。

これに比べ、ノ議員が代表発議した改正案は、特別再審対象範囲を拡大し、5・18民主化運動と関連した一般刑事事件を追加し、他の犯罪と共に有罪確定判決を受けた場合にも、特別再審を申請できるようにした。5・18民主化運動に実際に貢献しても、他の犯罪が追加されて特別再審を請求できなかった人を救済するためだ。このほか、死亡者が秘密裏に埋められていると推定される場所の調査と発掘、歪曲と非難を防ぐ制度的装置が必要だという建議が相次いだ。まだ進展が見られない。文在寅(ムン・ジェイン)大統領が公約した民主人権記念パークの造成と国家トラウマ治癒センターの建設など、光州抗争被害者を治癒するための事業もスピードが遅れている方だ。

キム・ヒソン全南大学5・18研究所研究教授は、「解決すべき課題があまりにも多岐にわたっており、国家と市民が果たすべき役割がそれぞれ異なる。政府は、今後の真相究明委員会の活動が十分に実現できるよう支援し、市民は5月精神が人権と平和として花開くように社会の雰囲気を変えていかなければならない」と話した。

アン・グァノク、キム・ギユナム記者(お問い合わせ japan@hani.co.kr)



5・18 民主有功者遺族会が調査した5・18生存者の自殺者統計//ハンギョレ新聞社